

あいネット



あきる野

社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会

〒197-0812 あきる野市平沢175-4 秋川ふれあいセンター内 ☎042-559-6711

NO. 133

2017. 3月号

やたしたるの願いは、住みなれ ちいさな顔で暮らしていき



あきる野市社会福祉協議会では、障がい者の活動の場として、こすもす福祉作業所、希望の家、ひばり分室をサポートしています。また、多くの市民の協力や支え、見守りがあって安心して暮らすことが出来ます。

こすもす福祉作業所



利用者に就労の場を提供する就労継続支援B型事業所と、日常生活の支援を提供する生活介護事業所の2つの事業を運営しています。一般企業から受注した作業や自主製品の草木染を販売し利用者の工賃に還元しています。働く以外の活動として、毎月の外出行事や、年1回のバス旅行などを企画し、楽しく通所できる作業所を目指して頑張っています。

希望の家



あきる野市から指定管理を受け運営している生活介護事業所です。

歩行訓練や創作活動を中心に、各種軽作業、体操教室、絵画教室、リトミックなどの活動を行っています。また、定期的に外出行事などを企画し、地域の中で暮らしながら日常生活訓練ができる施設として運営しています。

ひばり分室



希望の家と共に、あきる野市から指定管理を受け運営している生活介護事業所です。歩行訓練やストレッチ体操、日常生活訓練などを中心に活動しています。また、音楽教室、美術教室、レクリエーション活動を企画し、利用者が健康に楽しく過ごせることをモットーに運営しています

地域での取り組み、各施設での様子のひとコマを紹介します



秋川ハイツふれあい福祉委員会（代表：大澤伸二氏）では、平成19年に地域の福祉活動に協力する試みとして、自治会のアルミ缶を自主回収し、こすもす福祉作業所へ提供する取り組みを始めて現在まで続けられています。

回収されたアルミ缶を作業所が引取りに行き、機械等での圧縮作業を行い、ある程度溜めてから、業者に販売して利用者の工賃となります。

【問合せ先】 ☎558-2566



希望の家では、地域参加・地域貢献を目的として施設周辺のゴミ拾いを日中活動の一部として取り入れています。地域を歩いてゴミを拾うことで、地域の方々と交流する機会も増え、利用者も「皆が住みやすいまちを守る」という気持ちで活動に励んでいます。1回の活動で回収できるゴミの量は少ないですが、活動を継続することで着実に成果に繋がっています。

【問合せ先】 ☎595-2324



ひばり分室では、利用者の体力維持を目的として、毎日の歩行訓練に取り組んでいます。暑い日も寒い日も、利用者それぞれの体力に応じて、近隣の公園などに出かけています。毎日続けていると、地域の方々に声をかけていただくことも多くなり、利用者にとって大きな励みになっています。

【問合せ先】 ☎559-6714

平成29年度嘱託・非常勤職員募集

●雇用期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日（1年単位の契約となります）

●勤務場所及び職種

- ①秋川事務所又は五日市事務所 事業コーディネーター
- ②障がい者施設（こすもす福祉作業所、希望の家、ひばり分室）生活支援員
- ③市内の利用者宅 ホームヘルパー、生活支援員（権利擁護）

※ホームヘルパーは、資格が必要です。

●募集人員 いずれも若干名

●勤務時間 ①及び② 午前8時30分～午後5時15分

③午前8時30分～午後5時15分の間で利用者の希望する時間帯

●報酬 ①及び② 月給15,600円～

③時給1,050円～（ホームヘルパー）、時給1,000円（生活支援員）

①及び②の職種については、当会規程による通勤手当の支給あり

— 地域福祉のお仕事をしてみませんか。 —

●各種保険 勤務形態により健康保険、厚生年金、雇用保険を適用します。

●応募条件等 平成29年4月1日現在、満70歳未満の方

いずれの職種も詳しい勤務内容、条件等については、募集要項（秋川及び五日市両事務所で3月17日（金）まで配付）に記載されています。募集要項はホームページからもダウンロードできます。http://www.akiruno-shakyo.or.jp/

●応募期間 3月17日（金）までに総務係（秋川事務所）に履歴書等をご持参ください（郵送不可）。

※なお、平成29年度に予定する人員に達しない場合は、募集を継続します。

●問合せ 〒197-0812 あきる野市平沢175番地4 秋川ふれあいセンター内 総務係
☎559-6711

住民同士のたすけあい(住民参加型サービス) 温かい想いがつながって ひとつの形に

私達の生活の中では、加齢や環境の変化に伴う様々な問題に直面することがあります。日常生活に影響するような問題は、自分らしい生活や充実した毎日を送ることを困難にしています。社協では、そのような問題を抱える人に対して、住民同士のたすけあいによるサービスによって支えることを大切にし、専門的な支援と組み合わせて対応するようにしています。この様な住民同士のたすけあい活動は、社協会員からの会員会費、地域の皆様にご協力いただいた福祉バザー等の寄付金を財源として実施しています。

ふれあい食事サービス事業

高齢や障がいによりご自宅での調理が困難な方を対象に、水曜日または木曜日の週1回、昼食としてお弁当をご自宅までお届けするサービスです。お弁当の献立は社協の栄養士が考え、調理はボランティアが秋川ふれあいセンターの調理室を使用して手作りしています。食材は市内業者から調理当日に仕入れ、季節によって市民の方が育てた地場野菜も使用しています。

また、お弁当を利用者宅へお届けする際もボランティアにご協力いただき実施しています。お届けする時には、利用者と顔を合わせて手渡すことにしており、「お変わりないですか」と声かけを通じて世間話を交わし、毎回見守りにもなっているので、ボランティアと利用者のつながりができています。今後も、この事業を通して住民同士のふれあいがもてるよう、活動を進めていきます。



利用者の声

身体を悪くしてから、食事をつくることができなくなりました。そこで、社協のふれあい食事サービス事業を知り利用を始めました。手作りで栄養バランスのとれた食事がとれること、ボランティアとのお話を楽しみに毎週待っています。

ボランティアの声

利用者のお宅に伺った際に、応答がない時があると心配になりますが、その後無事にお弁当を届けることができ、お話ができると安心します。見守りも兼ねた住民同士のつながりがもてるボランティアなのでやりがいがあります。

利用者募集

■利用できる方

市内に住所を有する在宅で生活する方で、心身の状況等により調理が困難であり次の一つに該当する方

- ・70歳以上の単身世帯または、高齢者のみの世帯に属する高齢者
 - ・特定疾患及び慢性関節リウマチ、障がいや認知症により介護を有する方
- *1食 500円で原則、口座振替によるお支払いとさせていただきます。
申込先 市民活動推進係 ☎595-9033

有償家事援助サービス事業

高齢や障がい、疾病、出産等により日常生活を営むうえで援助を必要とする方に対して、掃除、洗濯、買い物、食事作り等を協力員がお手伝いします。

この活動は、平成元年に始まり、住民同士のたすけあい活動の中心的な事業として現在も続いている。民間企業等による様々な福祉サービスが生まれてきていますが、社協としては「住民が主体となって、住民が参加して、お互いにたすけあう」ことを目指した事業の企画・運営を継続していきます。



利用者の声

一人暮らしで不安なことも多く、孤独死のニュースを見ると他人事とは思えません。週に1回掃除と洗濯を手伝ってくれる協力員が来てくれるのととても助かっているし、一人ではないと感じています。私のために多くの方が支えてくれて、いつも感謝の気持ちでいっぱいです。

協力員の声

最初に訪問してから、もう8年近くの付き合いになりました。今では、お互いに顔を見ただけで様子が分かるようになり、色々な話を聞かせてもらい、楽しく活動しています。

利用者の皆さんのが頑張る姿を見ていると、私も励みになり元気になります。

利用者の声

以前は、雨が降ると外に出られず大変困っていたし、毎日不安な気持ちでいっぱいでした。でも、移送サービスを利用するようになってからは天気も気にせず安心して通院する事ができるようになりました。運転手さんとの会話も楽しみのひとつです。

協力員の声

送迎中の車内で、「足が不自由だけど、工夫して料理を作っているの。周りの励ましがあるので幸せ」と前向きな姿勢に心が温まり、教えられることがたくさんあります。

「ありがとうございます」

利用者さんの一言に握るハンドル軽くなりたり



| 福祉理容サービス事業

外出困難な高齢者や障がいの方々が、ご自宅で散髪を受けることができるサービスです。社協と契約している「あきる野市福祉理容美容の会ラ・ポルト」の福祉理容協力員が直接訪問し、散髪します。なお、衛生面等の事情により散髪のみとさせていただいております。

「あきる野市福祉理容美容の会ラ・ポルト」は、あきる野市内に住む理美容師が福祉理容活動を行い地域福祉の向上に貢献しています。市民が市民のために活動している事業の一つとなっています。

利用者の声

普段生活していく中で、外出できなくなつてから不便を感じることが多くなりました。社協の福祉理容サービスは、自宅で散髪をしてくれるのでとても助かっています。身だしなみが整い、充実した毎日を送っています。

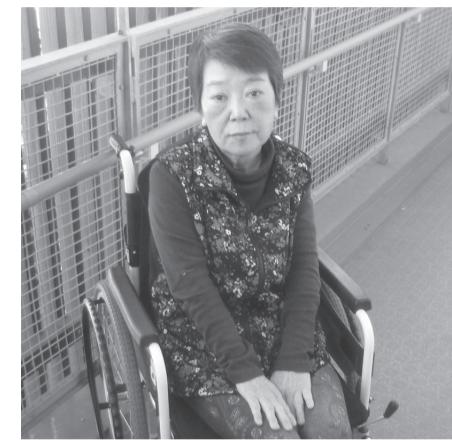


| 福祉用具等貸出事業

病気やケガ等で一時的に車椅子が必要になった方や、団体、学校などの研修や体験学習で必要な方に対し、車椅子、ポータブルレコーダー、アイマスク、白杖、小型点字器などの福祉用具を無料で貸出しています。また、町内会・自治会などが行うイベントで使える綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機などのイベント機材の貸出しも行っています。貸出している車椅子は企業からの寄附によるもので、地域全体で支え合う取り組みの一つとなっています。

利用者の声

もともと足腰が悪く、体調の悪い時は歩けないことがあります。そんな時、社協から車椅子をお借りしています。また、買い物や外出時にも役立っています。急に必要になった時も車椅子を利用できるので、安心して生活できています。



ボランティア・市民活動団体助成金活用事業

社協では、市民が地域福祉活動へ幅広く参加すること、ボランティア・市民活動団体の活性化を図ることを目的として事業費の一部を助成しています。その中で、今年度助成金を活用して事業を実施した2団体について報告します。

障がい理解と点字の大切さを広めたい

【音訳ボランティアサークル えくぼ】



社協の広報紙や市の刊行物を、視覚に障がいのある方にも情報として届けるために、全ての記事を読み上げてCDに録音する(音訳)活動を行っています。録音したCDは社協を通じ、郵送により利用者へ届けられます。

今回は、共に活動してくれるボランティアを養成するための講座(全5回)を実施しました。講座では音訳の基礎だけでなく、技術の向上を図り、より聞きやすいものをお届けできるよう学習しました。

音訳を通じ障がい理解と活動の大切さをもっと広めていきたいです。

障がい者との交流が勉強になりました

【さわやか倶楽部】



定年退職した方や社会の役に立ちたいという想いの方が集まつた男性が中心のグループで、社協ふれあい食事サービス事業の調理や地域行事で模擬店を出店するなどの活動を行っています。

また、障がいを抱える方が通所する施設の利用者とその家族及び職員を対象として、さわやか倶楽部の皆さんがあつたお弁当と一緒に食べながら、交流を深めると共に障がいの理解を深める会を年に2回実施しました。新しく加入したメンバーは障がいを抱える方との関わりは初めてだったので大変勉強になったようです。

介護支援の活動で ポイントを貯めよう

ボランティア活動を通して高齢者が生き生きと元気に暮らすことができるよう、市内在住の65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方を対象に行っている事業です。市内16の高齢者施設にご協力いただき、施設利用者の話し相手や配膳、清掃のお手伝いなどを行っています。ご協力いただいている高齢者施設で介護支援活動を行うと、1時間で1ポイントを付与いたします。そして、1年間の活動を通じて貯めたポイントを翌年度に交付金(限度額5,000円)として受け取ることができます。

なお、介護保険料を未納・滞納している場合は、交付金のお渡しができませんのでご了承ください。

指圧・マッサージ・はり・灸・リハビリマッサージ
アミュー在宅マッサージ(福生店)
アミュー治療院(昭島本店)
医療保険適用在宅マッサージ
☆お試し在宅マッサージ受付中 (要医師同意)
☆1回300円程度(自己負担1割の方)
福生市北園田1-14-15-202 ☎ 042-513-7800
(昭島本店:昭島市美堀町4-25-8 昭島駅・桜島駅徒歩P有)
<http://www.amu-life.com/medical/>

お弁当の宅配です!!(税別)

介護食 おかず 500円 (普通食) セット 550円	健康ボリューム食 おかず 562円 (よく食べられる方に) セット 612円
糖尿病食 おかず 720円 (カロリー食) セット 760円	やわらか食 おかず 720円 (咀嚼困難者に) セット 760円
腎臓病食 おかず 720円 (塩分控えめ) セット 760円	透析食 おかず 720円 (人工透析の方に) セット 760円

年中無休、配達料無料などなつてもお取りいただけます。(一部山間部除く)

宅配クック1・2・3 西多摩店
羽村市羽東1-19-1-102 ☎ 042-554-9528

平成29年1月~2月
寄附金 5件 784,204円
寄附物品 7件
(順不同・敬称略)

(福) 雲柱社 五日市保育園	17,179円
慈勝寺	30,000円
あきる野市高齢者クラブ連合会	689,725円
切手整理すづめの会	7,500円
有限会社 オートアロウ	39,800円

有限会社 杉田燃料店	株式会社 プラセラム	西武信用金庫 秋川支店
清水木材(株)	小川 八重子	竹田 俊子
松田 侑枝	田中 イサ	武井 俊吾

訪問マッサージ おたっしゃサービス
国家資格のあるマッサージ師がご自宅に伺い施術いたします
医療保険でマッサージが利用できます
○マヒ、関節拘縮があり、歩行困難な方が対象です
(医師の同意をもとにマッサージを行います)
詳しくはご相談ください、相談員がご説明いたします。
初めての方! お試しマッサージ(無料)
在宅はり灸マッサージ 介護予防運動
おたっしゃサービス
☎ 0120-28-8520 青梅市今井3-31-13



災害等に備えるために

日本赤十字社活動資金にご協力をお願いします



日本赤十字社では、災害救護活動をはじめ、国際救援活動、血液事業、社会福祉事業など様々な事業を展開しています。これらの事業は、皆様からお寄せいただく活動資金に支えられて実施されています。

5月は「赤十字運動月間」、5月8日は「世界赤十字デー」となっていることから、毎年5月を「赤十字会員増強運動月間」とし、皆様に会員へのご加入と日本赤十字社活動資金のご協力をお願いしています。

各町内会・自治会へお願いするとともに社協窓口で受付をいたしますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



まずは一緒に話しませんか 親族後見人等連絡会開催

「親、子ども、兄妹の成年後見人になったけど…」「家族の将来のために、自分が後見人になりたいけど…」。

今回の連絡会では、親族後見人等ならではの不安や迷い、誰に聞いてよいかわからない心配ごと等を、実際に成年後見人等として活動している専門職を交え、交流会方式で行います。

▼日 時	3月21日(火) 午後1時30分～3時
▼場 所	秋川ふれあいセンター 2階 第1・第2会議室
▼アドバイザー	成年後見人等を受任している社会福祉士2名
▼定 員	20名
▼対 象	親族の後見人等になっている方、またはなりたいと思っている方
▼申込み・問合せ	電話にて受付 権利擁護(けんりようご)係 ☎533-3548
▼共 催	特定非営利活動法人 市民後見センター TOMONI



菅生町内会は158世帯あまりが町内会に加入しており、加入率は95%を超えています。以前は加入率が100%だったこともあります。

菅生町内会の主な特徴として次の2点があげられます。

1点目は、壮年層の「パル菅生会」や歌舞伎の一座「菅生一座」等の組織が地域にあり、町内会と協力し合っているということです。それらのメンバーが町内会の会員でもあるため、活動がやりやすいです。特に「菅生一座」は3歳から80代までのメンバーが80名ほどおり、小さいころから地域の様々な世代の人との関わりを持てる場となっています。

2点目は、菅生では町内会の特別会員をもうけており、お祭りや一斉清掃、町内のハイキングコースの整備など、町内会の行事にも参加してくれているということです。お祭りでは、特別会員の方もお神輿を担いでくれます。参加者も年々増えており、嬉しく思っています。

町内会の目標としては、「向こう三軒両隣」や「縁側」の復活を掲げています。生きているうちは町内会の会員でありたいと思います。みんなで入ってみんなで協力し、「仲間」となる。そこから「きずな」が生まれるのだと思います。

役が回ってくるのが嫌だから町内会をやめる、という話を聞きますが、菅生では94歳の方が順番によって組長になっています。会議や活動に参加するのが難しいときは、近隣の市に住む息子さんに代わりに参加してもらうそうです。このようなことをきっかけに、他の地域で暮らす子どもたちが帰ってきていたいと思っています。

菅生では上下関係があまり厳しくありません。子どもや若い人の意見も良いものは取り入れないと町内が発展しないと思っています。夢は、日本のモデルとなる町内会にすることです。日々の積み重ねで少しは近づけると思っています。

日本赤十字社では、社員から会員、社費から会費へと名称の変更を行います。会費(活動資金)を年額2,000円以上ご協力いただいた方で、会員として登録をご希望される方については日本赤十字社の会員として登録させていただきます。会員の皆様には、年に数回情報誌をお送りいたします。また、会員以外の方で年額500円以上ご協力いただいた場合は、協力会員となります。

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

▼問合せ 日本赤十字社東京都支部あきる野市地区事務局
(社協秋川事務所内)
☎595-9033



成年後見制度連続講座第1回目(基本編) 成年後見制度を学ぼう

成年後見制度を利用する際の流れや手続き、利用した後の支援内容等について、実際に成年後見人として活動している弁護士や司法書士、社会福祉士から話を聞き、一緒に学びましょう！今回の講座は全3回のうちの第1回目となる基本編です。成年後見制度はどのようなものかを学びます。

▼日 時	5月19日(金) 午後1時30分～3時
▼場 所	あきる野ルピア3階 産業情報研修室
▼講 師	石井寛昭 司法書士(あきる野司法書士事務所)
▼定 員	40名
▼対 象	成年後見制度に関心のある方
▼申込み・問合せ	電話にて受付 権利擁護(けんりようご)係 ☎533-3548
▼共 催	あきる野市地域包括支援センター

【今後の成年後見制度連続講座の予定】

- ◆第2回目 応用編 6月16日(金) 午後1時30分～3時
「成年後見制度についてさらに詳しく学ぼう(事例)！」
講師 足立剛 弁護士
- ◆第3回目 交流会編 7月14日(金) 午後1時30分～3時
「成年後見制度について実際に話をしよう(交流会)！」
※各テーブルに社会福祉士(ばあとなあ東京)がります

★会場はいずれもあきる野ルピア3階産業情報研修室です。
★原則として全3回の講座に参加していただきたいと思いますが、各回のみの参加も受け付けます。



専門家に無料で相談できます 成年後見制度専門相談会

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の権利を守るために成年後見制度の活用等、権利擁護に関する相談会を開催します。相談には専門家(司法書士)がお答えします。

▼日 時	5月9日(火) 午後2時～4時
▼場 所	秋川ふれあいセンター 1階 事務所内相談室
▼対 象	成年後見制度について相談したい市内在住の方
▼定 員	3名(1人40分)
▼申込み・問合せ	権利擁護(けんりようご)係 ☎533-3548

団体会員へのご加入ありがとうございました

1月15日号発行のあいネットでご紹介しました、平成28年度社協団体会員に加入していただいた事業所を追加でご報告させていただきます。

【追加加入事業所】(敬称略)
■山 田 清水木材(株)
■小 川 (有)久森

